

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議（第1回）議事要旨

日 時 平成28年 6 月 17 日（金） 15時35分～16時50分
場 所 神戸ハーバーランドキャンパス会議室
出席者 13人
議 事

総務課長から、議長が選出されるまで、総務部長が議事を行うことの説明が行われた。
次いで、総務課長から、配付資料1に基づき、学長選考会議委員の紹介が行われた。
引き続き、学長から挨拶が行われた。

1 審議事項

(1) 議長の選出について

総務課長から参考資料に基づき、議長の選出根拠等について説明が行われ、委員による互選の結果、桃田武司委員が議長に選出された。

(2) 議長職務代行者の指名について

議長から、参考資料に基づき、議長職務代行者の指名について説明が行われた後、議長の指名により、松村京子委員が議長職務代行者に指名された。

(3) 前回（第12回）議事要旨の確認について

議長及び総務課長から、配付資料2に基づき、前回議事要旨について、前年度の学長選考会議委員に照会し、既に了承されていることについて説明が行われ、原案のとおり了承された。

(4) 国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議規則等の一部改正について

議長及び総務課長から、配付資料3-1, 3-2に基づき、学長選考会議規則等の一部改正を行うことについて説明が行われ、原案のとおり了承された。

(5) 学長の業績評価について

議長及び総務課長から、配付資料4-1, 4-2, 4-3に基づき、前回の審議における意見、評価に要すると想定される資料、スケジュール案を含めて、学長業績評価規程案について説明が行われ、種々意見交換の結果、学長の任期1年目については評価を実施せずに、次年度6月から11月にかけて評価を行うことが確認された。なお、3年目の評価の実施及び評価に使用する資料については次同学長選考会議で検討することとされた。

その他、中長期的な課題として、学長の任期は3年で再任を含めると合計6年となる。一方、学長選考会議委員の任期が2年であるため学長の業績評価実施の流れを見たときに評価等について矛盾が生じる。経営協議会委員及び教育研究評議会委員の任期については学長選考会議だけでは決められないことであり、経営協議会等とも連動しながら検討を進める必要があることが確認された。

なお、意見については以下のとおり

○何のために業績評価を行うのかということになると思うが、この評価の趣旨から考えると学長を選考した本会議の責任を果たすために、所信の内容が実行できているかどうかを確認し、是正を図るものだと思うので、毎年1回程度評価を行えば良いと考える。ただし、1年目は就任直後となるため評価の対象外だと思う。また、3年目の評価については前述の内容から必要無いと考える。なお、評価の資料については、基本的に選考した際の所信表明だと思うが、そのことが具体的にされているものが中期目標だと思うので、文部科学省からの業務の実績に関する評価結果を参考に業績評価を行えば良いと思う。

- 文部科学省からの業務の実績に関する評価結果を参考に業績評価を行う場合、我々は6月の時点で、文部科学省に提出する前年度の業務実績報告書の情報を得ているので、その時点から報告書の内容を確認しながら、11月の文部科学省の評価も併せて、評価ができるのではないかと思います。なお、今回の経営協議会の資料として提示されたものは、前学長の実績のため評価対象とはならないため、この評価を行う事は適切ではないと思う。
よって、評価は、2年目の6月から行いはじめ、11月に面談も含め評価するのが良いと思う。
- 文部科学省からの業務の実績に関する評価結果を参考した業績評価を行った場合、この評価はあくまで結果だけなので、運営費交付金が減額される等、学長の責任ではない要因が原因となり所信が実行できない場合等があると思う。その達成できていないことに関する原因分析や理由を面談を実施することにより聞くことは意味があると思う。資料は目的が同じであれば、似通った資料を作成するのではなく、できるだけ簡略化し既存の資料を使用すれば良いと思う。
- まず1年目の早い段階で評価すべきではないかと思う。6月の段階で財務諸表、事業報告書及び監査報告書の確認ができることと、まずは所信のとおり実行できているのかという確認を行い、その後に中期目標の実績を確認するという評価の方法でどうかと思う。その場合、この会議委員で評価するのは1回だけになってしまうので、本会議として早めに評価をするべきだと思う。評価基準も大事だが、評価を実施したことの履歴をしっかりと検討する必要があると思う。
- 資料4-1の規程（案）では在任期間が1年未満の場合を除き、毎年度1回となっており、兵庫教育大学の学長の任期が3年であるため、評価の実施回数が2年目以降の2回になってしまう。これは、参考資料の他大学の学長の任期と比較すると学長の任期が6年1期、または、1期目が4年任期の大学と比べ評価の回数が少なくなる。また、学長選考会議委員の任期と学長の任期もかみ合っていないため、学長の任期を改正することも視野にいれ検討する必要があると思う。
- 学長は業績評価を気にしながら大学運営を行うこととなってしまうか懸念する。よって、ある程度、学長に任せ、そんなに細かく評価をする必要はないと思う。
- 本会議は、抑止力として法人の代表たる地位と学校の運営をまかされた学長をチェックをしなければならないという意味でガバナンス改革が行われていると思う。運営実績の評価を受けるという立場にあるということが抑止力となるわけで、そのために多大な資料を準備することは、本末転倒だと思う。また、そんなに頻繁に評価を行うものでもないと思う。
- 現在の学長の任期は3年で、本会議委員の任期は2年であることを前提に、これから3年間の学長の評価のあり方を決める。それで、もし、学長の任期が問題であるということになれば、学長の任期をどうするかという整理をしなければいけないと思う。よって、今は、現学長の3年の任期の評価をどうするかということを決めなければならないと思う。
- 学長の任期が3年でその業績評価の実施に対し、学長選考会議委員の任期が2年であるため、多くの委員が交代した場合等、評価がしにくいし、評価をしても生かしくいという矛盾を修正していく必要がある。
- 資料4-1の規程（案）で考えると、1年目は前学長の業績であるため1年目の評価はしないということになれば、この学長選考会議としては2年目に1回だけ評価するということになると思う。その場合は、6月、9月、11月に評価することで良いと思う。
- 本会議委員の任期内の評価を行ってみて、不都合があるようであれば、次の学長選考会議への申し送り事項として対応すれば良いと思う。

2 その他

(1) その他

議長及び総務課長から、次回の予定等について説明が行われた。